

企画競争実施の公示

令和 8 年 8 月 1 2 日

中国運輸局交通政策部長 重見 忠宏

次のとおり、企画提案書を提出願います。

1. 業務概要

(1) 業務名

芸備線の再構築に関する運営体制等検討業務

(2) 業務内容等

【調査業務の背景と目的】

別紙、説明書による。

【業務の内容】

別紙、説明書による。

【成果物の提出】

別紙、説明書による。

(3) 履行期限

令和 9 年 2 月 2 6 日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、競争参加地域が「中国地域」の一般競争参加資格を有するものであること。
- (3) 国土交通省中国運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

中国運輸局交通政策部交通企画課

〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号

TEL：082-228-3495

E-MAIL：cgt-chugoku-kotsukikaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4 判 10 枚程度）に併せて、次の事項を記載した書面を提出すること。

- ・業務の実施体制、実施工程

- ・ 緊急時の連絡体制
- ・ 苦情等相談に係る処理体制
- ・ 配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況
- ・ 業務項目別の経費概算
- ・ 再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）
- ・ 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写

（３）企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和 8 年 8 月 25 日（火）17 時 00 分（必着）

場 所：（１）に同じ

方 法：持参、郵送（書留郵便に限る。）または電磁的方式（事前に電話により申し出ること。）なお、電子データによる提出の場合は 1 つのファイルにして、その容量は原則 20MB 以下とすること。また、持参若しくは郵送による提出の場合は原則 8 部用意することとし、電子データも併せて提出すること。

（４）ヒアリング実施の有無

必要に応じ実施する場合がある。その場合、日時は提案者と調整の上、決定し、場所は中国運輸局とする。

（５）企画提案書の特定をするための評価基準

- ① 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ② 提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③ 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④ 業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤ 業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥ 必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦ 専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス（WLB）等推進の状況：次のア～ウのいずれかに該当する企業は、所定の評価点を加点することとし、当該企業は、企画提案書の提出に併せて、次の i～iii の書類を提出すること。

ア）ワーク・ライフ・バランスを推進する以下のいずれかの認定等を受けた企業

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条の認定（ただし、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準（以下単に「基準」という。）を満たすものに限る。）【プラチナえるぼし】
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条の認定（ただし、基準を満たすものに限る。）【えるぼし】
- ・ 次世代育成支援対策推進法第 15 条の 2 の認定【プラチナくるみん】
- ・ 次世代育成支援対策推進法第 13 条の認定【くるみん・トライくるみん】
- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条の認定【ユースエール】

イ）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）

ウ）次世代育成支援対策推進法第 12 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和 7 年 4 月 1 日以後に策定又は変更した

企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）

i) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」

URL : <https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/soumu/jyoseikatsuyaku.html>

ii) 該当する「認定通知書」の写し

iii) 該当する「一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付き）」の写し

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 本業務の支払条件及び概算予算額
 - ・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受領して30日以内
 - ・概算予算額：300万円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む。）。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 特定されなかった企画提案書は、原則返却する。ただし、返却を希望しない提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、当局ホームページで次の事項を公表する。
 - ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・企画提案者毎、評価項目毎の評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は国土交通省中国運輸局に帰属する。
- (16) 不明な点等のお問い合わせ先等
 - お問い合わせ先：3.(1)に同じ。（担当：只埜、熊田、松野）
 - お問い合わせ方法：電話又は来訪
 - お問い合わせ期間：公示の日から、3.(3)に記載の提出期限まで
 - なお、評価基準の配点につきましては、質問をお受け出来ません。
 - あらかじめご了承下さい。